

検討項目④まとめ I

中間取りまとめ(案)第1から第4までの修正内容

No.	修正箇所		グループ	原文	修正・追記意見	反映結果(案)(反映させない場合はその理由)	備考
	頁	行					
1			C	—	見出しを大きくした方がよいのではないか。	見出しのフォントを大きくします。	
2	1		B	—	市民会議を設立した経緯をまず冒頭に取り入れる。	市民会議を設置した経緯については、素案の参考資料として添付することとしたいと思います。また、PIの際には、事務局から説明する予定です。	
3	1	1	C	第1 自治基本条例の必要性	第1 自治基本条例を作ることとなったいきさつ	原文のとおりとします。 ※第1については、自治基本条例がなぜ必要なのかを示す箇所です。	
4	1	1	C	第1 自治基本条例の必要性の部分	市民目線での必要性を明記する。	以下を参照してください。	
5	1	2	D	平成12年の地方分権改革一括法が施行され、国と地方自治体は、上下関係から、対等な関係へと大きく変化し、地方自治体には、地域の特性に応じたまちづくりを進めるため、	平成12年の地方分権改革一括法が施行され、国と地方自治体の関係は、従来地方自治体の役割の一部とされていた国の下級機関としての位置づけがなくなり、原則として対等な関係へと大きく変化し、地方自治体には、一定範囲の権限と財源の移譲の中で、	平成12年に施行された地方分権改革一括法は、地方自治体の長が国の下級機関として実施する事務を廃止し、地方自治体が行う事務は、その全てが地方自治体の事務となりました。その結果、今まで以上に、「地域のことは地域で考え、地域の責任で決める」自主自立のまちづくりを進めていくことが求められています。	
6	1	4	C	「地域のことは地域で考え、地域の責任で決める」自主自立のまちづくりが求められるようになりました。	「地域のことは地域で考え、地域の責任で決める」自主自立のまちづくりができるようになった。(明るく前向きな文章に)		
7	1	6	C	また、近年の社会情勢はめまぐるしく変化しており、地域の課題や市民のニーズも多様化、複雑化しており	不要ではないか。	このため、みんなが「生まれて、住んで良かった」と愛着や誇りを持てるような、魅力ある白河市を、私たち市民、行政、市議会をはじめ、まちづくりに関わるみんなが、お互いに信頼・協力し合いながら築き、更に白河市の将来を担う次の世代へと受け継いでかなければいけません。 このため、私たち市民、行政、市議会など、まちづくりに関わるみんなの信頼関係を紡ぎ出し、これからのまちづくりの「よりどころ」・「指針」としてみんなが共有するルールが必要だと考えています。 そこで、私たちのまち「白河市」のまちづくりの「よりどころ」・「指針」として、この「白河市自治基本条例素案」を提案します。	
8	1	6	A	また、近年の社会情勢はめまぐるしく変化しており、地域の課題や市民のニーズも多様化、複雑化しており、行政主導ではなく、市民、地域コミュニティ、NPO、ボランティア等との協働によるまちづくりの必要性も高まっています。	また、国⇄市の関係と同様に、市⇄市民の間にも対等な関係が求められます。なぜならば、市民各個人の生活は、行政から強制されるものではなく、個人の自由に基づいており、それが市勢に大きく影響するからです。そのため、市民全員がより深くまちづくりに関わる必要があります。		
9	1	7	C	行政主導ではなく、市民、地域コミュニティ、NPO、ボランティア等との協働によるまちづくりの必要性も高まっています。	行政と協力して市民みんなが愛着と誇りを持つことのできる私たちの魅力あふれるまちづくりを進めていきましょう。		
10	1	7	D	行政主導ではなく、市民、地域コミュニティ、NPO、ボランティア等との協働によるまちづくりの必要性も高まっています。	行政の機能をより充実させるために、市民、地域コミュニティ、NPO、ボランティア等からのより幅広い協力を得て、効果的なまちづくりをしていく必要性も高まっています。		
11	1	9	C	このような状況に鑑み、市民の誰もが愛着と誇りを持てる、魅力ある白河市を創りあげていくためには、まちづくりに関わる全ての者が、これからのまちづくりについて考えたり決めたりする際に、「よりどころ」・「指針」として共有する、まちづくりの最も基本的な理念やルール・仕組みが必要です。	未来に向けて市民全員で、これからのまちづくりについて考えていくためには、「よりどころ」・「指針」として共有する、まちづくりのルールが必要だと考えています。		

検討項目④まとめⅠ

中間取りまとめ(案)第1から第4までの修正内容

No.	修正箇所		グループ	原文	修正・追記意見	反映結果(案)(反映させない場合はその理由)	備考	
	頁	行						
12	1	9	B	このような状況に鑑み、市民の誰もが愛着と誇りを持てる、魅力ある白河市を創りあげていくためには、まちづくりに関わる全ての者が、これからのまちづくりについて考えたり決めたりする際に、「よりどころ」「指針」として共有する、まちづくりの最も基本的な理念やルール・仕組みが必要です。	白河市に生まれ住んで良かったと誇りに思う、市民の共通意識を養い、次世代の子ども達に受け継いでもらい、白河市をもっとアピールすることによって郷土愛を大切にす、お互いに助け合い協働し、すばらしい白河市を築きあげる為に「白河市自治基本条例素案」を示します。			
13	1	9	B	このような状況に鑑み、市民の誰もが愛着と誇りを持てる、魅力ある白河市を創りあげていくためには、まちづくりに関わる全ての者が、これからのまちづくりについて考えたり決めたりする際に、「よりどころ」「指針」として共有する、まちづくりの最も基本的な理念やルール・仕組みが必要です。	将来の担い手となる「子ども」のためにという表現も追加すべき。今現在の話だけのように感じるので、「将来のためにも」、「次世代に引き継ぐためにも」この条例が必要なのだという表現を加えるべきだと思う。			
14	1	9	B	魅力ある白河市を創りあげていくためには、	創りあげていく→築きあげていく 今まで培ったもの、築きあげたものがあるので、一から「創る」とも捉えられるような表現は訂正した方がよい。			
15	1	13	A	そこで、私たちのまち「白河市」のまちづくりの「よりどころ」・「指針」として、この「白河市自治基本条例素案」を示します。	立場の異なる人間が、まちづくりに関わる上で、信頼関係は不可欠であり、「よりどころ」・「指針」を共有することは、その信頼関係をより強固なものにすることにつながります。			
16	1	13	B	そこで、私たちのまち「白河市」のまちづくりの「よりどころ」・「指針」として、この「白河市自治基本条例素案」を示します。	示します→提案します			
17	1	15	B	第2 自治基本条例素案の基本的な考え方 1 条例素案の策定にあたって 白河市のまちづくりの基本的なルールを定める自治基本条例は、まちづくりの主役である私たち市民や、市議会、行政等、まちづくりに関わる各主体の考えや意見を反映させることが必要です。また、まちづくりに関わる全ての者に理解され、共感をもって受け入れられるような条例とすることが重要であると考えます。	タイトルが条例素案の基本的な考え方となっているのに、条例の策定の話になっている	この箇所は、条例を策定するにあたってのポイントを述べる部分ですので、タイトルを以下のとおり修正します。  第2 自治基本条例の基本的な考え方 1 条例の制定にあたって		
18	1	15	C	第2 自治基本条例素案の基本的な考え方	第2 自治基本条例の案について			
19	1	16	C	1 条例素案の策定にあたって	1 条例の案をつくるにあたって			
20	1	17	B	白河市のまちづくりの基本的なルールを定める自治基本条例は、まちづくりの主役である私たち市民や、市議会、行政等、まちづくりに関わる各主体の考えや意見を反映させることが必要です。	市議会を削除する	白河市のまちづくりの基本的なルールを定める自治基本条例は、私たち市民をはじめ、まちづくりに関わるみんなの考えや意見を反映させることが必要です。また、まちづくりに関わるみんなに理解され、共感をもって受け入れられるような条例とすることが重要であると考えます。	第3のまちづくりに関わる主体の表現についても、「私たち市民をはじめ、まちづくりに関わる者・みんな」と同じような表現で統一します。	
21	1	19	C	また、まちづくりに関わる全ての者に理解され、共感をもって受け入れられるような条例とすることが重要であると考えます。	また、私たち市民全員に理解され、共感をもって受け入れられるような条例とすることが重要であると考えます。			

検討項目④まとめ I

中間取りまとめ(案)第1から第4までの修正内容

No.	修正箇所		グループ	原文	修正・追記意見	反映結果(案)(反映させない場合はその理由)	備考
	頁	行					
22	1	21	C	2 条例の性格 条例の名が表すように、「自治基本条例」は、白河市のまちづくりにおける基本的な事項、ルール及び考え方を定める条例ですので、まちづくりの基本原則や仕組みを分かりやすく示すものとします。	不要ではないか。	原文のとおりとします。 ※この箇所は、条例を策定するにあたってのポイントの内、特に、条例の内容全般に関する基本的な考え方を述べている部分ですので、必要であると考えます。	
23	1	26	C	自治基本条例は、白河市のまちづくりに関する基本原則や仕組みを分かりやすく、簡潔に示すことを基本として構成する必要があります。このため、生活環境、福祉、産業、教育等の個別政策に関する規定は、それぞれの分野の個別条例や計画等に委ねることとします。	不要ではないか。	原文のとおりとします。 ※自治基本条例はまちづくりを行う上での基本的なルールを定めるものであり、個別政策に関することを規定するものではないということを示す意味で、必要であると考えます。	
24	1	30	B	また、この条例は白河市の条例です。このため、他地域の条例の模倣で終わるのではなく、「白河らしさ」を盛り込んでいくことが必要です。	「白河らしさ」が何条に書かれているかを追加する。	原文のとおりとします。 ※この箇所は、条例を策定するにあたってのポイントを述べる箇所ですので、「白河らしさ」が具体的にどこに出ているかについて記述する必要はないと考えます。 白河らしさは、第5の1前文及び2総則(4)まちづくりの基本理念の部分に特に出ています。	
25	1	32	C	その一方で、自治基本条例は、その性格上、どうしても理念的な内容が中心とならざるを得ません。このため、当たり前のことがただ並べられているだけと感じるかもしれません。	不要ではないか。	原文のとおりとします。 ※後段との関係上、必要であると考えます。	
26	1	37	B	市の最高法規	そもそも自治基本条例とは何かが分からない人も多いので、自治基本条例の説明を入れる。	自治基本条例のおおまかな内容については、第1に記載しており、また詳細については、第5を読むことで確認できるため、自治基本条例の説明を改めて記載する必要はないのではないかと考えます。	
27	1	37	C	市の最高法規	まちづくりを進める上でのルール まちづくりの基本的ルールである位置づけに鑑みると好ましくないと考えられる。	また、条例の制定後も、本条例が市のまちづくりを進めていく上での基本的なルールとして機能し続けるよう、その時々の変化等に応じて、その内容を進化させていかなければなりません。	第5-2-(1)の最高規範性の箇所を尊重規定へ修正することとなります。
28	1	37	D	また、条例の制定後も、本条例が市の最高法規として機能し続けるよう、その時々の変化等に応じて、その内容を進化させていかなければなりません。	削る 又は 将来において必要な修正を加えて最高法規を目指す。		
29	3	1	C	第3 自治基本条例制定による効果(自治基本条例制定の意義)	第3 自治基本条例をつくることによる効果	第3 自治基本条例を制定することによる効果 ※素案全体での表現の統一の関係から、上記のような表現としました。	
30	3	3	C	地域の様々な課題を効果的に解決し、	不要ではないか。	原文のとおりとします。 ※地域の様々な課題の解決の積み重ねが、よりよい白河市に繋がると考えられることから、削除する必要はないと考えます。	
31	3	3	C	よりよい白河市を築いていくには、	築いていく→つくっていく	よりよい白河市を築いていくには、 ※No.11との整合を図りました。	



検討項目④まとめ I

中間取りまとめ(案)第1から第4までの修正内容

No.	修正箇所		グループ	原文	修正・追記意見	反映結果(案)(反映させない場合はその理由)	備考
	頁	行					
32	3	4	C	「市民」の視点や協力が不可欠だと思います。	私たち「市民」が主人公でいなければならない。	私たち市民の視点や協力は不可欠です。 ※後段に市民主体のまちづくりについて記載されていることから、主人公の記載は不要と考えます。	
33	3	6	C	市民の権利や役割を明確化することにより、市民が主体的に考え、行動する「市民主体のまちづくり」を推進していくことが、よりよい白河市の創造に繋がると考えます。	市民のできることやしなくてはならないことを明確化することにより、私たち市民が自分で考え、行動する「市民が主人公のまちづくり」を推進していくことが、よりよい白河市の姿に繋がると考えます。	市民の権利や役割を明確化することにより、私たち市民が主体的に考え、行動する「市民主体のまちづくり」を推進していくことが、よりよい白河市の構築に繋がると考えます。 ※検討項目②の総まとめの表現との整合性を図る観点から、権利、役割の表現は原文のままとしました。また、この項目のタイトルとの関係上、市民主体の表現についても原文のままとしました。	
34	3	8	C	情報共有のルールを明確化し	不要ではないか。	原文のとおりとします。 ※自治基本条例により情報共有のルールを明確化という手段を記載しておりますので、削除する必要はないと考えます。	
35	3	8	C	市民、地域コミュニティ、NPO、行政等まちづくりの主体となる者の間で	市民、地域コミュニティ、NPO、行政等まちづくりの主体となる私たち市民の間で	私たち市民や行政をはじめ、まちづくりの主体となる者の間で ※まちづくりの主体となる者は市民だけでないため、また、No.20・21の表現に準拠するため、上記のような表記としました。	
36	3	13	C	市政への市民参画の手続きを明確化することで、市の政策の立案、実行、評価及び改善(Plan→Do→Check→Action)の各段階に市民が参画する機会が増え、市民の声を反映した、より透明性の高いまちづくりを進めることができるようになります。	市政への市民参加の方法を分かりやすくすることで、市の政策の改善に私たち市民が参加する機会が増え、市民の声を反映した、より透明性の高いまちづくりを進めることができるようになります。	市政への市民参画の手続きを明確化することで、市の政策の立案、実行、評価及び改善(Plan→Do→Check→Action)の各段階に私たち市民が参画する機会が増え、市民の声を反映した、より透明性の高いまちづくりを進めることができるようになります。 ※市民参画という名称及びその定義から、検討項目②の総まとめとの整合性をとるため。	
37	3	17	C	市民、地域コミュニティ、NPO、行政等のまちづくりに関わる各主体の役割分担や協働の仕組みを明確化することで、各主体がまちづくりの理念や目標を共有し、協働して公共的課題の解決に向けて取り組むことができるようになります。	市民、地域コミュニティ、NPO、行政などのすべての人たちの役割をルール化することで、共に手を携えて公共的課題の解決に向けて取り組むことができるようになります。	私たち市民や行政をはじめ、まちづくりの主体となる者の役割分担や協働の仕組みを明確化することで、各主体がまちづくりの理念や目標を共有し、協働して公共的課題の解決に向けて取り組むことができるようになります。 ※検討項目②の総まとめの表現との整合性を図りました。	
38	4		C	情報の共有の「情報の公開」、「個人情報の保護」	不要ではないか。	原文のとおりとします。 ※情報公開及び個人情報の保護については、確かに既存の条例で規定されているので不要という考え方もありますが、情報の共有を図る上で必要な事項でありますので、記載する意義はあると考えます。	